

# あすなろ

2025年7月18日

みみレター

だいごう  
第4号

ひょうごけんりつめいじちようかくとくべつしえんがっこう  
兵庫県立姫路聴覚特別支援学校

こうないしえんぶ ぶんせきにし  
校内支援部 (文責 西)

## 「手話に関する施策の推進に関する法律」が

## 公布・施行されました。

「手話に関する施策の推進に関する法律」が、衆参両院で、全会一致で可決し、6月25日に、公布・施行されました。この法律の基本理念は、以下の3点です。

- ①手話使用者の意思尊重と合理的配慮
- ②手話文化の保存・継承・発展
- ③国民の理解と関心の促進による共生社会の実現



以上の理念を基に、教育機関での支援や職場環境整備、地域生活支援といった施策を国や自治体に求めています。理念のみで終わることなく、具体的な施策として実行されることが今後の課題となっていく予定です。

なお、この法律の中で示されている、「基本的施策」では、①手話を必要とするこどもの手話の習得の支援②学校における手話による教育等…をはじめ、13項目があがっています。

私たちは手話施策推進法に定められた内容に基づく施策が実施されるよう、行政や関係機関に働きかけていく必要があります。先人たちが守り育ててきた手話言語は私たちの命です。この命を守ることは私たちの後に続く、きこえない・きこえにくい人々の未来を照らすこととなります。先人たちの想いを受け継ぎ、私たちは「手話言語を獲得する」、「手話言語を学ぶ」、「手話言語で学ぶ」、「手話言語を使う」、「手話言語を守る」、この五つの権利が完全に保障された「真の共生社会」を築いていくことを、ここに強く誓います。

～手話施策推進法の制定に寄せて～ 一般財団法人全日本ろうあ連盟

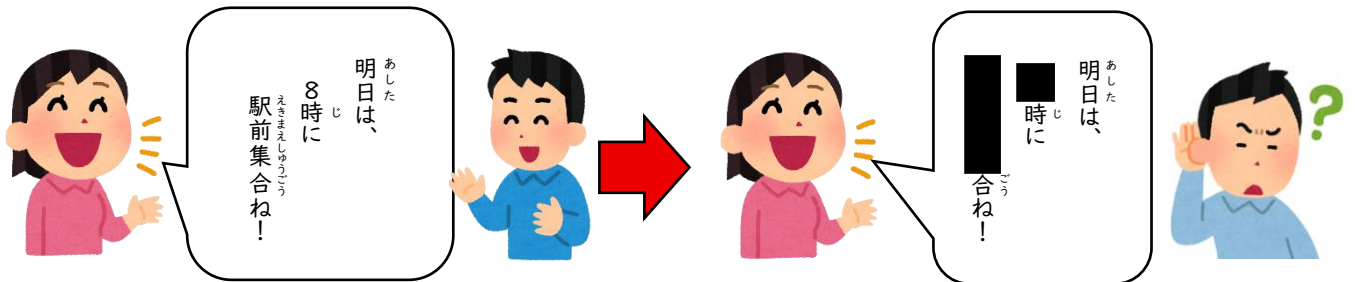
理事長 石橋大吾

# 聞こえるのに、聞き取れない障害がある！？

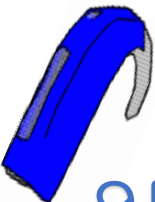
通常の純音聴力検査や聴性脳幹反応では異常が認められないのに、日常会話の中で他者の言葉が正確に聞き取れない、あるいはよく聞き間違いをするという悩みを抱えている人がいます。このような障害は、「聴覚情報処理障害 (Auditory Processing Disorder: APD)」や、「聞き取り困難症 (Listening Difficulties : LiD)」と呼ばれており、それらをあわせて「LiD/APD」と表現されることがあります。

実際に診断を受けたわけではありませんが、筆者である私もこの症状に該当する部分が多く、日常会話で困ることが多々あります。具体的には、街中や飲食店のような騒音のある場所での会話。電話のような電子媒体を介しての会話。急に話しかけられた時などです。このような環境下では、会話の一部分だけが聞こえ、大切な情報を音声として聞き取ることができません。

この学校に赴任しても、相変わらず音声が聞き取れない瞬間がありますが、その状態を手話が補ってくれています。上記「手話に関する施策の推進に関する法律」を通して、聴覚障害のある人たちだけではなく、聴者にも手話は意義があるという認識が広まることを切に願います。




参考:「LiD/APD 診断と支援の手引き(2024 第一版)」



## ほちょうきてん 補聴器店

## らいこうび 来校日



### 9月

< 13:10~ つうきゅうきょうしつ 通級教室 >

□ こうべ 神戸ヒヤリングセンター

9月11日 (木)    9月25日 (木)

□ ひめじほちょうきてん トーシン姫路補聴器センター

9月5日 (金)    9月19日 (金)

補聴器の故障や買い替え、イヤホンの作り替えの際は、補聴器店 来校日を確認して、担任にお申し出ください。